

## 米沢市立病院・三友堂病院

### アメニティセンター整備運営事業共同公募型プロポーザル委員会要項

#### (目的)

第1条 米沢市立病院・三友堂病院アメニティセンター整備運営事業共同公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）により、この事業における専門性の高い知識・技能、企画提案力、経済力、実行力を有する最適な者（以下「最優秀者及び優秀者」という。）を選定することを目的として、米沢市立病院・三友堂病院アメニティ施設整備運営事業共同公募型プロポーザル委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) プロポーザルに関連する選定要項、仕様書などに関すること。
- (2) 企画提案書及びプレゼンテーションにより審査を行い、順位付けをすると共に最優秀者及び優秀者を選定すること。
- (3) その他プロポーザルの実施に関すること

#### (組織)

第3条 委員会は、委員8人により組織する。

- 2 委員は、米沢市立病院及び三友堂病院から各4名を選任する。
- 3 委員会には、米沢市病院事業管理者を委員長として置く。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、米沢市立病院長がその職務を代理する。
- 6 委員は、第2条第2号に規定する最優秀者及び優秀者の選定をもって解任されるものとする。

#### (会議)

- 第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
  - 3 委員会の議事は、出席した委員の2分の1以上をもって決するものとする。
  - 4 委員会は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者に対して出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
  - 5 委員長が特に緊急を要すると認めたものについては、持ち回り審議により議事を決定することができる。

#### (庶務)

第5条 委員会の庶務は、米沢市立病院事務局総務課病院開設準備室において処理する。

#### (雑則)

第6条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会により定める。

#### 附 則

- 1 この要項は、令和元年8月13日から施行する。

(別表)

《 委員会名簿 》

【米沢市立病院】

氏 名	役職名	備 考
渡邊 孝男	病院事業管理者	委員長
大串 雅俊	病院長	
渡辺 勅孝	事務局長	
和田 晋	総務課長	

【三友堂病院】

氏 名	役職名	備 考
仁科 盛之	理事長	
穂坂 雅之	病院長	三友堂リハビリセンター
大峽 雅男	理事	
田林 義則	理事	

【事務局】

氏 名	役職名	備 考
高橋 允	病院開設準備室長	米沢市立病院
鈴木 学	病院開設準備室主査	米沢市立病院
安藤 信裕	病院開設準備室主査	米沢市立病院
山崎 正明	病院開設準備室主任	米沢市立病院
竹田 大介	病院開設準備室主任	米沢市立病院
細谷 正弘	新病院開設準備室顧問	三友堂病院